

令和6年度国民年金システム標準化研究会
(第三回) 議事概要

日時：令和7年1月14日(火) 15:30～16:30

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング17階(東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

(構成員)

中川 健治(座長)	株式会社ECO経営企画室 代表取締役
立石 亨	公共システム政策研究所 代表
林 友美	神戸市 福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
浅見 英男	江戸川区 生活振興部地域振興課 課長
伊藤 裕司	桐生市 市民生活部市民課 課長
銅 真	苫小牧市 市民生活部保険年金課 課長
赤峰 佐緒里	久留米市 健康福祉部 医療・年金課 課長補佐兼主査
長友 悟	株式会社RKKCS 企画開発本部住基内部システム部 部長
浅野 伸也	株式会社TKC ユーザ・インターフェイス第一設計部 サブチーフ
荒川 剛	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 主任
西澤 那智	株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹
高見 幸司	富士通 Japan 株式会社 P&E事業本部 住民情報サービス事業部 マネージャ
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 公共パッ ッケージ開発第二本部 パッケージ開発第五部第一グループ 主任技 師

(オブザーバー)

米田 圭吾	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
津田 直彦	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
福本 大輔	デジタル庁 統括官付 参事官付主査
丸尾 豊	総務省 自治行政局住民制度課 デジタル基盤推進室 理事官
中川 瑛	総務省 自治行政局住民制度課 デジタル基盤推進室 課長補佐
安藤 吾朗	日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長
地藤 学	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ長
帳山 昌一	日本年金機構 年金給付部 給付企画第1グループ長
飯野 一浩	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
島添 悟亨	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
重永 将志	厚生労働省 年金局事業管理課 課長
濱村 明	厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 標準仕様書（1.3 版）について
 - (2) 今後の進め方について
 - (3) その他
3. 閉会

【意見交換(概要)】

1. 開会

- 本日は研究会であるため自治体、事業者を含む全ての構成員とオブザーバーの皆様が出席対象となっている。出席者の氏名については開催要綱をご確認いただき、紹介及びご挨拶は割愛させていただく。（事務局）
- また、本日は研究会につき、司会進行は座長の中川様にて進めていただく。（事務局）
- それでは、議事（1）から進める。（構成員）

2. 議事

（1）標準仕様書（1.3 版）について

○議事（1）では、意見照会の実施結果を踏まえた標準仕様書 1.3 版の最終化にあたり、最終確認及び討議させていただきたい事項を「資料 2 意見照会結果を踏まえた標準仕様書（1.3 版）案について」に沿ってご説明する。適宜、「資料 1 意見照会の実施報告」及び資料 3 の標準仕様書 1.3 版案をご参照いただきたい。（事務局）

○まず、資料 1 の意見照会実施結果の全体概要についてご説明する。今年度の意見照会では、全 1,741 市区町村及び 6 事業者のうち、621 市区町村及び 3 事業者より回答を受領した。そのうち、ご意見をいただいた 146 団体から通常質問には 416 件、要件別確認事項には 1,029 件のご意見をいただいた。通常質問はすべての改定案について共通でお伺いしたものであり、要件別確認事項は、研究会にて議論させていただいた特定の改定案について個別にお伺いしたものである。

（事務局）

○通常質問については、回答を提出いただいた全 624 団体のうち 53 団体よりご意見が寄せられた。計 416 件のご意見を精査し、討議事項 93 件、指摘事項 322 件、質問 1 件に分類した。要件別確認事項については、回答を提出いただいた全 624 団体のうち 142 団体よりご意見が寄せられ、計 1,029 件のご意見をいただいた。改定案ごとのご意見数にばらつきがあるが、関連する機能要件の数に差がある点をご留意いただきたい。（事務局）

○続いて、資料 2 に移り、改定方針のサマリーについてご説明する。意見照会を実施した結果、機能・帳票要件の改定案 8 点のうち 3 点については見直しが必要、残り 5 点については第二回研究会で合意した改定案のとおりに進める方針である。（事務局）

○見直しが必要である改定案 3 点についてご説明する。1 点目は、「No. 1 支援措置対象者の任意の情報連携先の追加」である。本改定案は、「住民記録システム以外の支援措置対象者情報を有するシステムと連携する機能」及び「連携した情報を管理できる機能」を標準オプション機能として追加する方針で意見照会を実施した。意見照会にて回答のあった 621 自治体のうち、当該

機能の追加を要望する 45 自治体に対して追加質問を実施したところ、10 自治体から具体的な連携元システムの回答をいただいたため、システムごとに連携に向けた対応方針を整理した。まず、標準準拠システムとの連携については、8 システムについて連携を希望するご意見を拝受した。対応方針としては、連携希望のあった標準準拠システムの支援措置対象者情報の保有状況について確認が必要、また標準準拠システムを所管する関係省庁との協議が必要であることを踏まえ、令和 7 年度以降の検討課題とする。非標準準拠システムとの連携については、3 システムについて連携を希望するご意見を拝受した。対応方針としては、地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合する形で連携することとする。今年度の改定としては、当該機能の追加にあたり連携元の標準準拠システムを有する関係省庁との協議が必要との指摘があったこと、また、支援措置対象者情報の連携を具体的に希望するご意見は少なかったことを踏まえ、新規機能追加の改定は取り下げる方針としたい。(事務局)

○2 点目は、「No. 2 免除記録の終了期間の一部自動変更オプション化」である。本改定案は自治体によってご意見が分かれていたが、「免除・納付猶予」「学生納付特例」については「終了期間の自動変更機能」を標準オプション機能とする方針で意見照会にてご意見をいただいた。意見照会の結果、自動変更機能の要否に関するご意見は分かれている状況であり、資格喪失の 3 事由について自動変更機能の定義を統一することは困難であると判断した。なお、今回の意見照会において、「死亡」による資格喪失の場合は免除復活が発生しないとのご意見を多数拝受した。これらを踏まえ、「死亡」(機能 ID : 0260124)については、当初の仕様のとおり終了期間が自動変更されることとし、改定は取り下げることとする。一方で、「海外転出」「その他」による資格喪失については、事務局案のとおり改定することとする。(事務局)

○3 点目は、「No. 5 国籍取得または離脱の際の帳票 No. 2 の備考記入機能のオプション化」である。本改定案は、対象帳票の備考欄が帳票詳細要件上でオプションとなっていたため、機能・帳票要件上の「備考欄に文言を表示する機能」も標準オプション機能として切り出す方針で意見照会を実施した。本改定案に対するご意見数は限られてはいたが、大きく分けて 2 点のご意見をいただいた。1 点目、日本国籍取得・離脱については、氏名変更の有無に関わらず報告すべき事項とのご意見である。例えば、加入時に国籍を中国で報告していた者が日本国籍を取得した場合、帰化(日本国籍取得)の報告を行う。2 点目、国籍変更の場合、その旨が分かるように進達してほしいと日本年金機構から要望があるとのご意見である。これらを踏まえ、改定方針を事務局で再度整理した。事務処理基準において、住民票上の国籍の記載を修正した際の報告が規定されているため、日本国籍取得・離脱を備考欄に記載する機能(機能 ID : 0260172)は実装必須機能のままとする。また、これに伴い帳票 ID : 0260002「国民年金被保険者関係届書(報告書)」及び帳票 ID : 0260010「国民年金関係報告書」のシステム印字項目「市区町村・日本年金機構連絡欄」の実装項目を「オプション」から「必須」へ改定することとする。なお、国籍変更に伴う氏名変更をシステム上で判別困難であるとの意見を受け、市区町村・日本年金機構連絡欄への記載は手入力で行う旨を当該機能要件に注釈で記載する。(事務局)

○続いて、意見照会時の改定方針から特に見直しの必要がないと判断した改定案 5 点について確認させていただく。1 点目は、「No. 3 給付受付機能への管理項目(届書種類)の追加」である。本改定案に関しては、意見照会にて特段のご意見はなかったため、事務局案のとおり改定する。(事務局)

○2 点目は、「No. 4 受付番号のシステム印字項目としての記載追加」である。こちらは、当該機能要件中の受付番号の出力に関する機能「付番した受付番号を任意の帳票に出力できること」を削除する方針で意見照会を実施した。意見照会では、受付番号の帳票出力機能は不要であるご

意見が多く見受けられた。また、特定の帳票を示すご意見は見受けられず、事務遂行が困難となるのご意見も特になかったため、事務局案のとおり改定する。（事務局）

○3点目は、「No. 6 検索キー「年金コード」「旧氏」の削除」である。本改定案に関しては、意見照会にて特段のご意見はなかったため、事務局案のとおり改定する。（事務局）

○4点目は、「No. 7 住民記録システム連携される個人番号等手入力要件の削除」である。本改定案に関しては、住民記録システムからの連携情報を修正する必要がある際は、手入力を可能とする機能」を標準オプション機能として追加する方針で意見照会を実施した。意見照会での回答結果及び主なご意見は資料2の22ページに記載のとおりであるが、住民記録システムからの連携項目で「カナ氏名」「死亡年月日」以外に、国民年金システム側で登録・修正・削除が必要となる項目はないとの回答が多数を占めていた。そのため、事務局案のとおり改定する。（事務局）

○5点目は、「No. 8 複数の免除理由の該当日・非該当日の登録・管理に関する機能の追加」である。本改定案は、当初より自治体ごとのご意見が分かれていたが、意見照会においても改定要否が分かれる結果となった。従って、複数の免除理由の該当日・非該当日の登録機能を標準オプション機能として追加する方針とし、事務局案のとおり改定する。（事務局）

○続いて、標準仕様書 1.3 版最終化に向けたその他対応事項についてご説明する。標準仕様書 1.3 版の公表に向けて、その他所要の対応を実施している。本紙では、誤字脱字の対応、機能・帳票要件一覧と帳票詳細要件については、誤字脱字の対応に加えて、改定履歴の対応も実施している。（事務局）

○資料1についてご意見があれば伺いたい。（構成員）

○特になし。（構成員）

○「No. 1 支援措置対象者の任意の情報連携先の追加」について自治体のご意見を伺いたい。（構成員）

○意見照会結果を踏まえた改定方針であるため、第 1.3 版の改定内容として意見するつもりはない。しかし、意見照会時の改定案の内容は、本来追加を希望していた趣旨が少し異なってしまっていたと考える。住記以外のシステムからの「連携」が強調されてしまった。住民記録システムから連携されない支援措置対象者情報を自治体として取りこぼすことは望ましくないため、国民年金システム側でも管理できるようにする機能が必要である。そのため、「支援措置対象者情報を登録・修正・削除・照会する機能」を優先的に討議するべきであった。当該機能については、別の機会に再度検討してほしい。一方で、「他システムとの支援措置対象者情報の連携機能」は、自治体ごとに連携に対する考え方や対応が異なるため、各自治体の考え方が機能の要否や内容に影響する性質のものである。（構成員）

○「No. 2 免除記録の終了期間の一部自動変更オプション化」について自治体のご意見を伺いたい。（構成員）

○各自治体が受付処理簿または免除記録として免除記録を管理しているかによって意見が分かれることは想定していた。意見照会の結果、「死亡」については免除復活がないため、「終了期間の自動変更機能」を標準オプション化しない方針となったが、受付処理簿として免除記録を管理している自治体にとっては、「死亡」とその他2つの資格喪失事由で終了期間の管理方法が異なることになるため受付処理簿としては違和感がある。3つの資格喪失事由について同様の管理ができることが望ましい。（構成員）

○標準仕様書 1.3 版としては事務局案のとおりとするが、ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただく。（構成員）

○「No. 5 国籍取得または離脱の際の帳票 No. 2 の備考記入機能のオプション化」について自治

体のご意見を伺いたい。（構成員）

○当該機能要件では、氏名変更を伴う際の日本国籍取得・離脱の報告のみが定義されているが、日本国籍取得・離脱の際は、これまで氏名変更の有無に関わらず報告をしてきた。氏名変更が伴わない際であっても、氏名変更の様式を用いて報告するように、報告目的や方法の変更が必要という認識でよいか。（構成員）

○本改定案について2点補足させていただく。1点目、日本国籍取得・離脱の判断はシステムで行うのではなく、自治体の担当者が何らかの形で確認できた際に当該帳票の市区町村・日本年金機構連絡欄に手入力でその旨を記載いただく。2点目、氏名変更を伴わない日本国籍取得・離脱の報告については、令和7年度末までの機能として定義することが難しいため、当面は氏名変更の様式を活用いただく等の対応が必要であると考え。ただし、事務処理基準の改定が発生する可能性があるため、報告の仕方については別途整理し報告させていただく。また、厚生労働省年金局の取り組みとして、出入国在留管理庁からのデータについて、自治体を經由せずに直接連携する仕組みを検討したいと考えている。出入国在留管理庁と別途検討を進め、結果について報告させていただく。（オブザーバー）

○承知した。現状、氏名変更を伴わない日本国籍取得・離脱の際は、氏名変更とは別の様式で報告を行っていることを補足させていただく。（構成員）

○資料2の討議事項に関して、有識者及びベンダーからご意見があれば伺いたい。（構成員）

○特になし。（構成員）

○資料2の確認事項に関して、ご意見があれば伺いたい。

○特になし。（構成員）

○改定案について確認ができたため、標準仕様書1.3版を確定させていただく。（構成員）

（2）今後の進め方について

○改定までのスケジュールについてご説明する。本日の第三回研究会で意見照会を踏まえ作成した標準仕様書1.3版を最終確認し、1月末に公表することを予定している。先ほどの討議で、一部の改定案についてはご意見をいただいたが、一通り構成員の皆様の確認が取れたため、資料2で提示した改定案で公表を進めさせていただく。（事務局）

○続いて、今後の進め方についてご説明する。2、3月頃に第三回ワーキングチーム及びベンダー分科会の開催を予定しており、令和7年度の研究会の議題について先んじて議論を開始したいと考えている。（事務局）

○第三回ワーキングチーム及びベンダー分科会では、意見照会でいただいたご意見等を踏まえ、令和7年度末以降の議題について整理をしたいと考えている。構成員の皆様にもご相談のうえ、議題について検討できればと考えており、ご協力を賜りたい。（オブザーバー）

○本議事に関し、ご意見があれば伺いたい。（構成員）

○特になし。（構成員）

○デジタル庁から、今年度末までの進め方について補足等あれば伺いたい。（構成員）

○デジタル庁では昨年12月に地方公共団体情報システム標準化基本方針を改定しており、今後、各制度所管省庁と協議を行うべき事項がいくつかあると考えている。現時点で、特出してお伝えする事項はないが、引き続き情報共有等をさせていただく。（オブザーバー）

○地方公共団体情報システム標準化基本方針の改定内容について2点補足させていただく。1点目、一昨年の改定では、標準準拠システムへの移行が令和8年度以降になるシステムについて

「移行困難システム」として個別に移行期限を設定する方針としていたが、昨年末の改定では、「特定移行支援システム」と名称を改めており、把握を進めつつ個別に移行期限を設定する方針に変更はないが、2030年度までの概ね5年以内の移行を支援する方針としている。2点目、令和7年度末までに現行システムについて制度改正に対応して改修が必要となることなどもありベンダーへの負担がかかったことで、標準仕様書の一部機能の実装が移行期限に間に合わない事例も確認したことから、標準準拠システム移行後に一部機能を実装する経過措置を設ける方針を新たに追加している。経過措置を適用する機能や適用フロー等については、標準仕様書を作成している各制度所管省庁と今年度検討を進めていく予定であり、今年度から来年度にかけて対応をお願いすることになる。（オブザーバー）

○標準仕様書1.3版の改定内容について、開発への影響をベンダーに伺いたい。（構成員）

○開発への影響は生じないため、問題ない。（構成員）

○その他ご質問やご意見があれば伺いたい。（構成員）

○標準準拠システム移行後の経過措置について、各制度所管省庁と詳細の検討を進めるとのことであるが、検討結果についてはデジタル庁から事業者に共有され、事業者は自治体と協議のうけ、その結果についてデジタル庁へ報告するフローになるか。（構成員）

○フローについては今後、各制度所管省庁と協議を進める。現時点のフロー案としては、事業者からの経過措置の対象としたい機能の各制度所管省庁への申請をデジタル庁が受け付けし、制度所管省庁からの確認結果についても、デジタル庁を介して回答することを想定している。また、経過措置を適用する機能については、制度所管省庁で問題ないと判断された場合であっても、各自治体で判断が異なることもあると想定されることから、最終的に自治体に確認いただくことを想定している。（オブザーバー）

○全体を通してご意見等があればお願いしたい。（構成員）

○特になし。（構成員）

3. 閉会

○数点ご案内させていただく。本日のご議論等を踏まえて資料の更新を行うものは、改めてご提示させていただく。2点目、議事概要に関しては後日連携させていただく。3点目、検討事項のとりまとめに際しても、構成員の方々へお問い合わせさせていただくことが有り得るが引き続きご協力いただきたい。4点目、とりまとめた結果に基づき、国民年金システム標準仕様書1.3版を最終化し、1月末に厚生労働省より公表するスケジュールで準備を進める。

（事務局）

○標準仕様書1.3版の取りまとめに際し、意見照会を通してご意見いただき、また、意見照会後も事務局からの問い合わせに応じていただき感謝申し上げます。意見照会の中で、機能改善要望を多数いただいているため、令和8年度以降における実現方法については構成員の皆様と検討していきたいと考えている。また、令和8年度以降は、日本年金機構と自治体のシステムをネットワークで連携し、事務の効率化を図りたいと考えている。ただし、ネットワーク連携の実現方法という根本的な問題についても検討する必要があるため、デジタル庁とも相談のうえ検討を進めていきたいと考えている。引き続きご協力を賜りたい。（オブザーバー）

○標準仕様書 1.3 版については、本日提示した改定案で公表準備を進める。また、本会議でいただいたご意見については議事概要に記載し、なお、次回以降のワーキングチーム及びベンダー分科会で提示される認識でよいか。（構成員）

○ご認識のとおりである。（事務局）

以上